**寄贈品に関する合意書（案）**

一般社団法人全国フードバンク推進協議会及びその加盟団体（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙から寄贈される食品（以下「寄贈品」といいます。）を受領、管理、使用及び配布するにあたり、以下のとおり合意します。

１．（転売等の禁止）

甲は、乙の合意の元に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、寄贈品を転売せず、金銭その他の有価物と交換しません。

２．（使用範囲について）

甲は、寄贈品を甲の非営利目的事業である下記第３項に従った提供のみ使用し、その他の目的のために使用しません。

３．（受益者）

甲は、高齢者、失業者、貧困生活者、ホームレス、母子家庭、DV被害者、難民、児童、被災者その他生活の困窮等により支援を必要とする人々（以下「受益者」といいます。）の援助のため、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他受益者の支援を目的とする団体（以下「支援団体」といいます。）を通じて、または直接受益者個人に対して寄贈品を提供します｡

４．（寄贈品の品質）

乙は、甲に対し、食品衛生法その他適用される法令に適合する（賞味期限または消費期限内であることを含みます。）寄贈品を寄贈します｡

５．（寄贈品の取扱い）

甲は、提供食品の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、受取先に対しても適切に取り扱うよう指導します。

６．（責任の所在）

（１）提供段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、乙において品質を保証するが、提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、甲の責任において管理するものとします。

（２）食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは乙の責任、提供後の原因によるものは甲又は提供食品の受取先の責任とします。

７．（事故発生時の対応）

甲と乙は、寄贈品に関して事故が発生した場合、甲、乙及び関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令に従い、別途誠実に協議するものとします。

８.（期間）

本合意書の有効期間は、下記日付から満１年間とします。なお、期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一条件で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とします。

９．（反社会的勢力）

甲は、現在及び将来にわたって、乙に対し、暴力団、暴力団関係企業・団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないことを表明し、保証し並びに確約し、甲が反社会的勢力に属すると認められるときは、乙は甲に通知することなく直ちに本合意書等を解除することができるものとします。なお、乙が、本条にもとづき、本合意書等を解除した場合には、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わないものとします。

１０.（協議解決）

本合意書等に定めのない事項又は本合意書等から生じる疑義については、両者誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとします。

年　　 月　　 日

（甲）

住　　所　東京都小金井市梶野町1-2-36東小金井事業創造センター KO-TO 内

名　　称　一般社団法人全国フードバンク推進協議会

代表者名　代表理事　米山　惠子 　　　　　　　　　　　㊞

（乙）

住　　所

名　　称

代表者名　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　㊞